

新型コロナウイルス感染症対策に係る今後の対応について

令和3年1月22日

大分県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県における新規感染者数は今週に入って急増し、昨日は過去最多の33人、本日も26人となっています。

これは、医療機関や児童福祉施設に加え、家庭内での会食により、合わせて3つのクラスターが発生したことなどによるものです。これで県内の感染者は累計で1,000人を超えました。(1,014人)

これまで、県民の皆様や事業者の皆様には、感染防止策の徹底に努めていただいているところであり、あらためて感謝申し上げます。また、現場の最前線で強い使命感を持って業務に従事していただいている医療機関や社会福祉施設関係者の皆様のご尽力に対しても、心より御礼申し上げます。

取組が長期間にわたる中で、対策疲れを感じる方もいらっしゃるかと思いますが、引き続きご協力をお願いします。

一方、今回の医療機関におけるクラスターは、入院時にPCR検査で陰性確認を行ったにもかかわらず、入院後に発症し感染が拡大したものと考えています。

医療機関や社会福祉施設では、職員や利用者の日常的な健康観察等の対策を講じていただいておりますが、早期探知による封じ込めが何よりも大事であることから、発熱等感染が疑われる症状が生じた職員や利用者などへの速やかな検査の再徹底を図ったところです。

また、会食については、これまで、緊急事態宣言対象地域や感染拡大地域から帰省した家族との会食も含め、慎重に判断していただくようお願いしてまいりましたが、今回、同じ市内に住む身近な親族との会食においてもクラスターが発生しました。手指消毒や換気など感染防止策を講じていただいていたのですが、大人数、長時間にわたって飲食を行ったことなどが原因と考えられ、危機感を新たにしたところです。

そのため、県民の皆様には、引き続き、会食について慎重に判断していただくとともに、会食する際には、家庭で行う場合も含め、「少人数・短時間での実施」、「会話時のマスク着用」、「密集・密接の回避」など感染防止の工夫を徹底していただくよう、改めて申し上げます。

飲食店で行う場合には、「安心はおいしい」のPOP掲示も参考に、感染拡大予防ガイド

ラインを遵守している店を選んでください。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されるまでの間、次の事項についても引き続きご協力をお願いします。

- 1 特別措置法による緊急事態宣言の対象地域への不要不急の往来を自粛してください。対象外であっても感染が拡大している地域については、往来の必要性を慎重に判断してください。
また、その他の地域についても、感染状況等に十分に留意しながら臨機に行動してください。

なお、緊急事態宣言の対象地域や感染拡大地域を往来された方で発熱や風邪症状などが現れた場合には、速やかに、かかりつけ医もしくは受診相談センターに相談していただくようお願いします。

受診相談センター 外国語専用ダイヤル 092-687-4893

(※日本語での相談は 097-506-2755)

2 基本的な感染防止策等

- (1) 入念な手洗い咳エチケット、マスク着用の徹底、フィジカルディスタンスの確保や「3密」の回避など、基本的な感染防止策の徹底
- (2) こまめな換気とともに、適度な保温及び保湿（室温18℃以上、湿度40%以上）

(ワクチン接種)

ワクチン接種については、県内では3月中旬から医療従事者向けの優先接種が始まる見通しです。その後、高齢者、基礎疾患を有する方などに対し、順次接種を進めて行く予定となっております。

ワクチンが承認され次第、速やかに接種が可能となるよう、引き続き市町村や医師会等と連携して体制整備を進めてまいります。